

佐賀県規則第18号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
救助の種類	救助の程度、方法及び期間	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 略	1 収容 施設の 供与	(1) 略
	(2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 ア 建設型仮設住宅 (ア) 略 (イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>5,516,000円</u> 以内とする。 (ウ)～(キ) 略		(2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 ア 建設型仮設住宅 (ア) 略 (イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、 <u>5,610,000円</u> 以内とする。 (ウ)～(キ) 略

改正前			改正後																																
		イ 略			イ 略																														
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,130円</u> 以内とする。 エ 略	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	ア・イ 略 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,140円</u> 以内とする。 エ 略																														
	(2) 略			(2) 略																															
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	ア・イ 略 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人世帯</td> <td><u>18,400円</u></td> <td><u>30,400円</u></td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td><u>23,700円</u></td> <td><u>39,500円</u></td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td><u>34,900円</u></td> <td><u>54,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	世帯区分			1人世帯	<u>18,400円</u>	<u>30,400円</u>	2人世帯	<u>23,700円</u>	<u>39,500円</u>	3人世帯	<u>34,900円</u>	<u>54,900円</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人世帯</td> <td><u>18,500円</u></td> <td><u>30,600円</u></td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td><u>23,800円</u></td> <td><u>39,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td><u>35,100円</u></td> <td><u>55,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	世帯区分			1人世帯	<u>18,500円</u>	<u>30,600円</u>	2人世帯	<u>23,800円</u>	<u>39,700円</u>	3人世帯	<u>35,100円</u>	<u>55,200円</u>
季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)																																	
世帯区分																																			
1人世帯	<u>18,400円</u>	<u>30,400円</u>																																	
2人世帯	<u>23,700円</u>	<u>39,500円</u>																																	
3人世帯	<u>34,900円</u>	<u>54,900円</u>																																	
季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)																																	
世帯区分																																			
1人世帯	<u>18,500円</u>	<u>30,600円</u>																																	
2人世帯	<u>23,800円</u>	<u>39,700円</u>																																	
3人世帯	<u>35,100円</u>	<u>55,200円</u>																																	

改正前

4人世帯	41,800円	64,200円
5人世帯	52,900円	80,800円
6人以上の世帯	52,900円 に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額	80,800円 に5人を 超える1 人につき 11,100円 を加算し た額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床下浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	
	夏季	冬季
略		
2人世帯	8,100円	12,700円
3人世帯	12,100円	18,000円
4人世帯	14,700円	21,400円
5人世帯	18,600円	27,000円
6人以上の世帯	18,600円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,000円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額

工 略

改正後

4人世帯	42,000円	64,500円
5人世帯	53,200円	81,200円
6人以上の世帯	53,200円 に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額	81,200円 に5人を 超える1 人につき 11,200円 を加算し た額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床下浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	季別	
	夏季	冬季
略		
2人世帯	8,100円	12,800円
3人世帯	12,200円	18,100円
4人世帯	14,800円	21,500円
5人世帯	18,700円	27,100円
6人以上の世帯	18,700円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,100円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額

工 略

改正前		改正後	
4・5 略		4・5 略	
6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き574,000円以内とする。 エ 略	6 被災した住宅の 応急修理	ア・イ 略 ウ 被災した住宅の応急修理のため支出 することができる費用は、1世帯につ き584,000円以内とする。 エ 略
6の2・7 略		6の2・7 略	
8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費 用は、1体につき大人210,200円以内、 小人168,100円以内とする。 エ 略	8 埋葬	ア・イ 略 ウ 埋葬のため支出することができる費 用は、1体につき大人211,300円以内、 小人168,900円以内とする。 エ 略
9・10 略		9・10 略	
11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出すること ができる費用は、ロープ、スコップそ の他除去のため必要な機械、器具等 の借上費又は購入費、輸送費及び賃 金職員等雇上費等とし、市町内にお いて障害物の除去を行った1世帯当 たりの平均が135,100円以内とする。 ウ 略	11 障害物の除去	ア 略 イ 障害物の除去のため支出すること ができる費用は、ロープ、スコップそ の他除去のため必要な機械、器具等 の借上費又は購入費、輸送費及び賃 金職員等雇上費等とし、市町内にお いて障害物の除去を行った1世帯当 たりの平均が135,400円以内とする。 ウ 略
12 略		12 略	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。